

株式会社 DNP 科学分析センター分析・物性評価受委託約款

目 的

第 1 条 本約款は、株式会社 DNP 科学分析センターが委託者から受託する分析・物性評価（以下本業務という）を遂行するために必要な、委託者と当社の間の基本的な合意事項になります。

適 用

第 2 条 委託者及び当社は、次条に従い締結される個別契約によるほか、本約款に従って契約を履行するものとします。

2. 前項の場合において、個別契約の定めが本約款の定めと相違する時は、その部分に限り、本約款の規定は、適用除外され、または修正されたものとみなします。

個別契約

第 3 条 本業務の受委託の個別契約は、次の各号の一の時点で成立するものとします。

(1) 委託者からの当社所定の分析測定見積依頼書に基づき当社が見積書を作成の上、委託者に交付し、委託者がこれを承諾したとき

(2) 委託者からの注文書による申込みに対し、当社が受託を承諾したとき

委託料の支払い

第 4 条 委託料は、原則として、本業務の結果を提供した後に、見積書における支払い手続きおよび支払い条件に従い支払われるものとします。

機密保持

第 5 条 当社は、本業務の実施に必要と委託者が考える範囲内において委託者から提供又は開示された試料及び当該試料に関する技術情報並びに本業務の結果、その他本業務遂行にあたり知り得た委託者の営業上、技術上の情報（以下総称して「秘密情報」という。）について、委託者の書面による事前同意なしには、これらを本業務以外の目的に使用せず、かつ第三者に開示又は漏洩しないものとします。但し、次の各号の一に該当する秘密情報についてはこの限りではありません。

(1) 委託者から秘密情報の提供又は開示を受ける前に既に当社が所有又は取得していたことを立証し得るもの

(2) 委託者から秘密情報の提供又は開示を受ける前に印刷物等により既に公知となっていたか又は当該提供若しくは開示後当社の責めによらず公知となったもの

(3) 委託者から秘密情報の提供又は開示を受けた後、当社が委託者に対する秘密保持義務を課されることなく、正当な権限を有する第三者から合法的に取得したことを立証し得るもの

2. 当社は、委託者から本業務を依頼された事実について第三者に開示、漏洩しないものとします。

3. 前 2 項の規定に拘らず、当社が本業務の全部又は一部を第三者に再委託するときには、当社は秘密情報を当該再委託先に開示できます。但し、当社は、当該再委託先に対して、当社が前項の規定に基づき負担する義務と同様の義務を負担させます。

4. 本条の各規定は、本業務報告書提出後 5 年経過するまで有効とします。

結果報告

第 6 条 当社は、原則として委託者と協議して定められた期限内に本業務の結果を報告書として報告します。

2. 当社は別段の定めのない限り、業務報告書の写しを控えとして作成の上、報告書提出後 3 年間保管するものとします。

試料・資料などの返却

第 7 条 当社は個別契約で定められた本業務の遂行に使用しなかった残りの試料（試料残り）やお預かりした資料を、本業務の終了後は速やかに委託者に返却します。なお、観察用等に作製した加工物の返却は致しません。ただし、予め両者間で処分方法を取り決めた場合は、その方法によるものとします。

免 責

第 8 条 当社は天災地変その他当社の責に帰することのできない事由により本業務の遂行が困難になったときは、これより生じた委託者の損害を賠償する責めを免れるものとします。

2. 委託者が本業務の結果を使用して生じたいかなる損害についても、当社の本業務の方法に過失があったと認められる場合を除き、当社は一切責任を負いません。

3. 前項に定める当社の本業務の方法に過失があったと認められるときは、当社は委託者と協議の上、次ぎに掲げるいずれかの方法により必要な補償をいたします。

(1) 当社の費用負担により、依頼された本業務を再実施します。

(2) 委託者から支払われた委託料の範囲内で委託者が蒙った損害を賠償します。

4. 当社は、本業務の結果について、いかなる第三者の知的財産権にも抵触しないことを保証するものではありません。

期限の利益の喪失

第 9 条 委託者または当社について、約束手形の不渡り、任意整理、倒産手続申立その他の支払能力に重大な影響のある事由が生じたときは、相手方に対して負う債務についての期限の利益を失い、直ちに当該債務の全てを相手方に弁済するものとします。

契約の解約

第 10 条 委託者および当社は、やむを得ない事情によって個別契約の履行が困難な事態が生じたときは、個別契約を変更または解約することができます。ただし、当該事情が自らの責めに帰すべきものであるときは、相手方に生じた損害を賠償するものとします。

反社会的勢力の排除

第 11 条 委託者および当社は、相手方が暴力団、総会屋その他の反社会的勢力と資金的または人的関係を有することが判明したときは、何らの通知、催告をすることなく、委託者と当社との間の全ての契約を解除することができるものとします。なお、解除した当事者は、自らに生じた損害の全てについて相手方に賠償請求をすることができるものとします。

協 議

第 12 条 本約款に定めのない事項または本約款の各条項に関して疑義が生じた場合には、両者誠意をもって協議の上決定することとします。

以上（2025.4 改定）